継続雇用 給与シミュレーション

取扱説明書

平成18年4月　Ver.1.00

・本ソフトウェアはMicrosoft Excel上で作動します。お使いになるには別途Excelが必要です
（Excel 2000/2002/2003対応）
・本ソフトウェアは平成18年4月時点の税率・料率・制度に基づき作成されています
計算結果については概算で算出するものもあり、実際の計算結果と相違する場合があります
・本ソフトウェアを運用した結果の影響については一切責任を負いかねますのでご了承ください
・本ソフトウェアの仕様は将来予告なしに変更することがあります

株式会社 エフ・エー・ピー
Financial Planners' Associate Products

〒556-0011　大阪市浪速区難波中3-9-1
TEL(06)6648-7657　FAX(06)6648-7658

■「継続雇用　給与シミュレーション」インストール方法と注意事項

この度は、FP支援ソフト「継続雇用給与シミレーション」を御購入頂き、誠にありがとうございます。
「継続雇用給与シミレーション」に関しては、ご使用の前に下記内容を御確認下さい。

■Microsoft Excel（表計算ソフトについて）
本ソフトはExcel上で作動します。Excelがインストールされていない場合ご使用になれません。
（Excel　2000.2002.2003対応）　またExcelは当製品には含まれておりません。

■インストール方法
① CD-ROMが自動再生の設定になっている場合、CD-ROMドライブに「継続雇用給与シミレーション」CDを挿入すると自動的にインストールが開始されます。
インストール画面が表示されない場合はExplorerでCDを開き、「Setup.exe」という名前のファイルをダブルクリックして下さい。
② インストール画面の指示に従い、インストールを行います。
③ インストールが完了するとデスクトップに[継続雇用]のショートカットが作成されます。
ショートカットをダブルクリックするとソフトが起動します。

■アンインストール方法
[スタート]→ [設定]→ [コントロールパネル]→ [アプリケーションの追加と削除] よりソフトウェアー覧から[継続雇用給与シミレーション]を選択し[追加と削除]をクリックしてください。 アンインストールを行っても顧客データは削除されません。再インストールによりそのままご利用いただけます。

■注意事項
本製品はマクロを使用しているためソフトスタート時の表示より「マクロを有効にする」を選択してください。
また、マクロセキュリティレベルが「高」の場合使用できません。「中」に変更してください
マクロセキュリティレベル変更に際し、「コンピュータに損害を与えるウィルス……」 といった注意メッセージが表示されますが、本製品は出荷時にウィルスチェックを行っておりますので、「中」に変更を行っても問題なく安心してご利用いただくことができます。
変更方法はExcel画面から「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」→「マクロセキュリティレベル設定」で「中」を指定してください

■システム要件

・ オペレーティングシステム	Windows 98/Me/NT/2000/XP
・ CPU	Pentium Ⅱ 以上
・ メモリ	128Mバイト以上（256Mバイト以上推奨）
・ ハードディスク	50Mバイト以上の空き容量
・ モニタ	画面解像度1024×768　256色以上
・ プリンタ	A4カラープリンタ推奨

Windows、WindowsNTは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です

以上

平成18年4月

《本製品のサポート窓口》

サポート専用電話
IP-TEL：050-3347-8396

株式会社FAP
〒556-0011　大阪市浪速区難波中3-9-1
難波ビルディング304号
Tel:06-6648-7657　Fax:06-6648-7658

■パスワードの登録

個人情報保護のため、プログラム起動時にパスワード入力を必要とするよう設定ができます。
操作が煩雑になりますが、顧客の情報を他人の目にふれさせないことも営業上大切な責任です。
購入後最初にプログラム起動時にパスワードを登録の画面が表示されます。　（画面①）
2回目以降にプログラム起動時には登録したパスワードの入力が必要となります。　（画面③）
登録したパスワードを変更するときはＴＯＰ画面の「パスワード変更」ボタンをクリックします。
画面②が表示されますので新しいパスワードを設定してください。

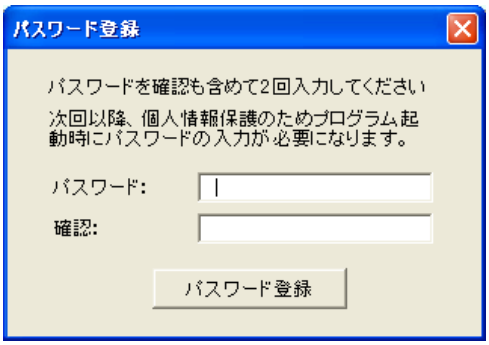

画面①

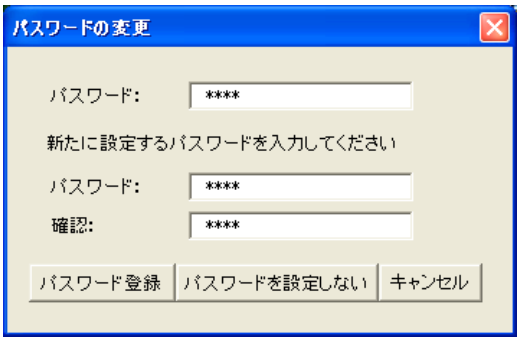

画面②

画面③

画面②において「パスワードを設定しない」をクリックするとパスワードなしでプログラムを起動することができますが個人情報保護のためパスワードの設定をおすすめします。
もしパスワードを忘れた場合はプログラムを使用できなくなりますのでご注意ください。

■本ソフトウエア使用上の注意事項

・[継続雇用給与シミレーション]における年齢表記は税務年齢（12月末日の年齢）で表示されます。
・各種シミュレーションは平成18年4月時点の税制・社会保険制度、およびその時点で決定されている将来の税制・制度にもとづいて計算されます。
・日付の入力例

2004 年 06 月 01 日
s23　年 09 月 09 日
h15　年 10 月 20 日

・生年月日や日付等の入力は左記の通り入力します。
・西暦入力のときは4文字、和暦の場合は3文字の入力で自動的に「月」入力ボックスにカーソルが移動します。
「月」は2文字の入力で「日」へカーソルが移動します。
Enterキーは押さないでください。

・本ソフトにおける各種シミュレーションは各種の平均値を使用したり、概算計算のため、実際と相違する場合があります。本ソフトの利用に起因するいかなる損害についても弊社では責任を負いかねますのでご注意ください。

■顧客管理

本顧客管理画面においてあらかじめ顧客情報の登録を行うことにより、各計算画面より顧客情報を呼び出すことが可能となります。まず最初に顧客情報を入力・登録してください。

① 顧客情報を入力後「登録」ボタンをクリックすると入力された顧客情報を保存します。
呼び出した情報を削除する場合は「削除」ボタンをクリックします。
呼び出した顧客情報を修正する場合は修正後に「登録」ボタンをクリックしてください。
② 登録された顧客の氏名が一覧表示されます。リスト中の氏名をクリックすると顧客情報が該当のボックスに表示されます。
③ 呼び出した顧客データをもとに次に行う作業を選択します。③の中より次に行いたい作業を選択し、「次のメニュー画面へ進む」ボタンをクリックすると該当の入力フォームが開きます。

④ シミュレーションに使用する社会保険料率が表示されます。変更が可能です。
組合健保等で料率が相違する場合修正してご利用ください。厚生年金の保険料は毎年変更になるため、本機が自動的に試算年度の料率を採用し計算を行います。そのため厚生年金の料率を変更することはできません。
⑤ ボタンをクリックすると社会保険料率を一般的な料率に戻すことができます。
⑥ ②に沢山の顧客を登録の場合、顧客の漢字氏名による検索を行い、該当する顧客だけを②のリストに表示することができます。

＊ 年齢表示は税務年齢（12月末日の年齢）で表示されます。満年齢ではありません。
現在扶養の子供がいる場合、23歳になると扶養家族からはずして税額の計算を行います。
（早生まれの場合は22歳から非扶養とします） また、両親等同居の親族がいる場合は90歳まで生存するものとして取扱い、税額の計算を行います。

■雇用継続給与シミュレーション

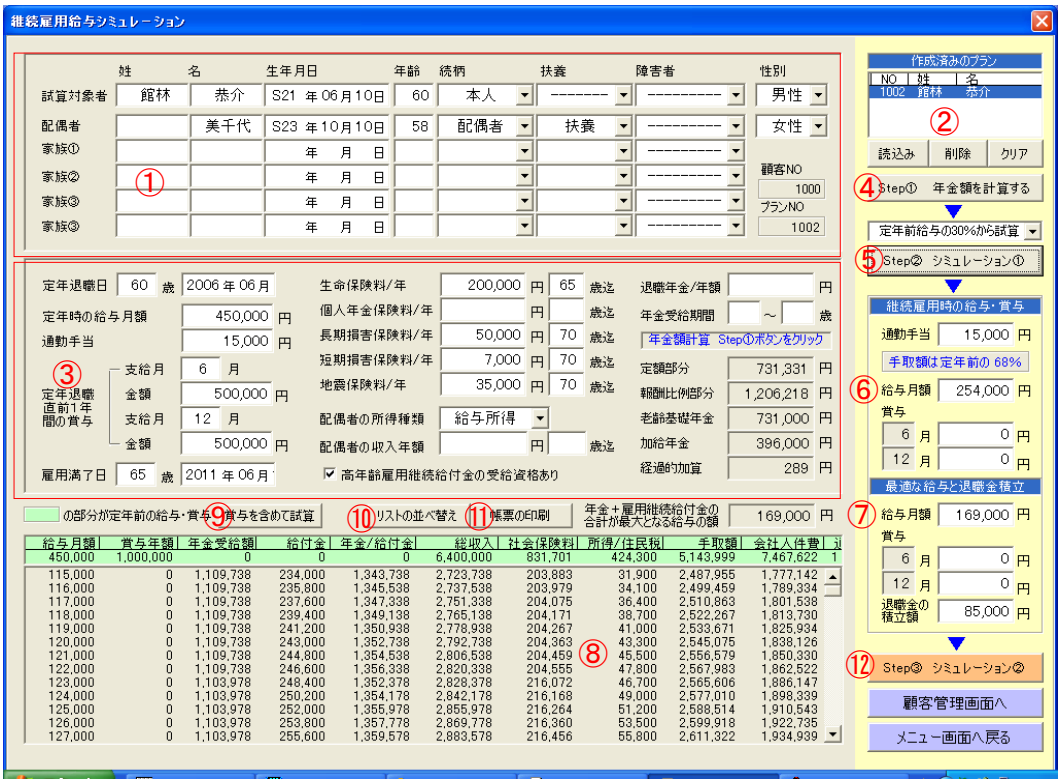

① 顧客管理画面で入力した顧客世帯情報が表示されます。本画面での入力、修正はできません。

② 以前に作成したプランがあれば顧客氏名が表示されます。顧客名をクリックし、「読込み」ボタンで登録済みのプラン内容を表示することができます。

③ シミュレーションに必要な情報の入力を行います。

・定年退職日は60歳の誕生日とします。また、何歳まで継続雇用するか年齢を入力します。

・定年時の給与を入力します。通勤手当と区別して入力を行います。通勤手当をプラスした給与額により標準報酬月額が決定され社会保険料の計算、在職老齢年金・雇用継続給付金等の計算を行います。

・定年退職直前1年間の賞与額と受給月を入力します。上図のように6月退職、6月に賞与が支給される場合、6月の賞与を受給した後に定年を迎えるものとします。

・生命保険料や損害保険料等の支払い保険料を入力します。平成18年度の税制改正により短期損害保険料控除は平成18年度限りで廃止されます。また、長期損害保険料については平成18年12月31日までに契約分のみが控除対象となります。
入力に際しては平成18年12月31日までに契約の保険料のみを入力してください。
地震保険料については平成19年度より新たに保険料控除が適用となります。該当の保険料を入力してください。

・配偶者の収入がある場合、収入金額・所得種類・働く時期を入力します。

・退職年金がある場合年金額と受給期間を入力します。在職老齢年金とあわせて「年金収入」として公的年金等控除の計算を行い、所得税・住民税の計算対象とします。

④ 公的年金の受給額入力は④の「Step① 年金額を計算する」ボタンをクリックしてください。
取扱説明書8ページの手順により年金受給額の直接入力や受給額の計算ができます。

⑤ データの入力が完了したら「Step②シミュレーション①」ボタンをクリックします。
⑥と⑦に自動的に給与月額が表示されます。

⑥は「高年齢雇用継続給付金が受給できる範囲で手取額が最大となる給与月額」 ⑦は「在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金の合計額が最大となる給与月額」

取扱説明書5ページの図表に見るとおり、給与を大きくすると給付金の支給額は一定の給与額までは増加しますが、逆に在職老齢年金は受給額が減少となります。
その結果、給与を増やしても必ずしも手取額の増加にはつながらないことがわかります。
⑥の給与月額は「給付金の受給できる範囲で手取額が最大となる給与月額」で、いわば会社にとっても従業員にとっても満足を得られる指標となる給与月額と考えられます。

一方⑦の給与月額は「在職老齢年金と給付金の合計額が最大となる給与月額」を示しており、これらの受給権利を最大限享受できる給与となり、いわば「お得な」給与月額といえます。
しかしながら絶対額は低い給与月額となるため従業員の満足は得られないと思われます。
そこで本機では⑥の手取額を確保し、かつ⑦の権利を最大限活用するために毎月の支給額は⑦の金額にとどめ⑥との手取額の差を退職金で支給するものとしてシミュレーションします。

会社と労組との取り決めにより継続雇用時の給与割合が「現役時の○○%」と決まっているようなケースでは、⑥の給与月額は定められた金額に修正してシミュレーションを行うこともできます。また⑦の金額も修正可能です。

⑧ 給与月額1,000円刻みで手取額・会社負担人件費のシミュレーション結果が表示されます。
⑨ 継続雇用時に賞与が支給される場合、賞与を含めたシミュレーションを行うことができます。
⑨のボタンをクリックすると毎月の給与は1,000円刻み、賞与は100,000円刻み、全部で2,321通りの組み合わせによる試算結果が表示されます。

⑩ クリックすると右図のフォームが開き、リストボックス⑧に表示する内容を並べ替えることができます。
初期設定では⑬の給与が小さい順に表示されます。
賞与がない場合、前述の⑥の給与月額は⑮により抽出・表示されます。
賞与がある場合、⑥の給与月額は⑭の条件で抽出・表示されます。
これは賞与がある場合も雇用継続給付金の支給額は賞与に関係なく決定されるため、賞与が多いほど手取額も多くなります。しかし人件費負担の割りに手取額は増えず、費用対効果の低いものとなるために「人件費負担よりも手取額が多い範囲で手取額が最大となる給・賞与」といたしました。

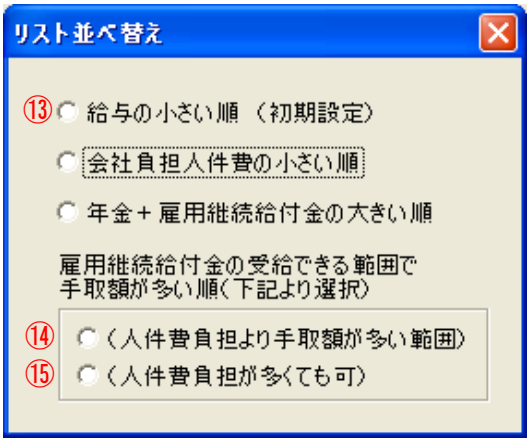

⑧のリスト表示中の希望の給与月額をクリックすると選択の給・賞与額を⑥の給・賞与として取り込んでシミュレーションを行うことができます。
⑧のリストの印刷は⑪のボタンをクリックし、ページを指定して印刷を行ってください。

⑫ 継続雇用時の給与が決定したら⑪のボタンをクリックします。「作成プランを保存しますか？」のメッセージがでます。保存する場合「はい」必要ない場合「いいえ」をクリックしてください。

■在職老齢年金・高年齢雇用継続給付金と手取額

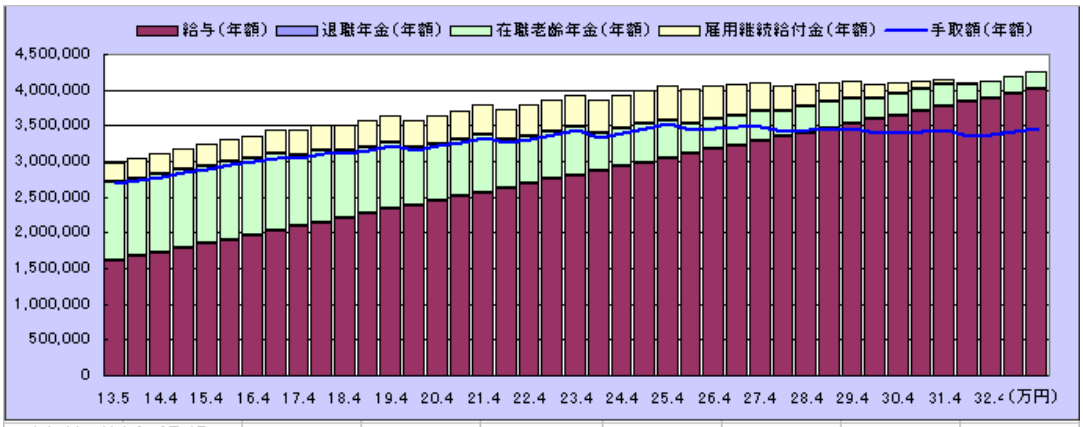

■定年前の給与と手取額

給与月額		賞与年額	年金受給額	雇用継続給付金	収入合計	社会保険料	所得税/住民税	手取り額
450,000		1,000,000	0	0	6,400,000	831,701	424,300	5,143,999

■給与シミュレーション　通勤手当/月 15,000円　退職年金/年 0円

給与月額	標準報酬月額	給与年額	年金受給額	雇用継続給付金	収入合計	社会保険料	所得税/住民税	手取り額
135,000	150,000	1,620,000	1,098,218	270,000	2,988,218	228,651	70,600	2,688,967
139,000	150,000	1,668,000	1,098,218	277,200	3,043,418	229,035	76,300	2,738,083
144,000	160,000	1,728,000	1,091,018	286,200	3,105,218	243,804	79,200	2,782,214
149,000	160,000	1,788,000	1,091,018	295,200	3,174,218	244,284	85,800	2,844,134
154,000	170,000	1,848,000	1,083,818	304,200	3,236,018	259,047	89,400	2,887,571
159,000	170,000	1,908,000	1,083,818	313,200	3,305,018	259,527	97,200	2,948,291
164,000	180,000	1,968,000	1,073,509	322,200	3,363,709	274,293	100,400	2,989,016
① 169,000	180,000	2,028,000	1,073,509	331,200	3,432,709	274,773	108,400	3,049,536
174,000	190,000	2,088,000	1,006,309	340,200	3,434,509	289,536	100,800	3,044,173
179,000	190,000	2,148,000	1,006,309	349,200	3,503,509	290,016	108,600	3,104,893
184,000	200,000	2,208,000	939,109	358,200	3,505,309	304,782	101,000	3,099,527
189,000	200,000	2,268,000	939,109	367,200	3,574,309	305,262	109,000	3,160,047
194,000	200,000	2,328,000	939,109	376,200	3,643,309	305,742	116,800	3,220,767
199,000	220,000	2,388,000	804,709	385,200	3,577,909	334,791	93,800	3,149,318
204,000	220,000	2,448,000	804,709	394,200	3,646,909	335,271	101,800	3,209,838
209,000	220,000	2,508,000	804,709	403,200	3,715,909	335,751	109,600	3,270,558
214,000	220,000	2,568,000	804,709	412,200	3,784,909	336,231	117,500	3,331,178
219,000	240,000	2,628,000	670,309	421,200	3,719,509	365,280	100,100	3,254,129
224,000	240,000	2,688,000	670,309	430,200	3,788,509	365,760	107,900	3,314,849
229,000	240,000	2,748,000	670,309	439,200	3,857,509	366,240	115,800	3,375,469
234,000	240,000	2,808,000	670,309	448,200	3,926,509	366,720	123,600	3,436,189
239,000	260,000	2,868,000	535,909	457,200	3,861,109	395,763	126,100	3,339,246
244,000	260,000	2,928,000	535,909	466,200	3,930,109	396,243	134,100	3,399,766
249,000	260,000	2,988,000	535,909	475,200	3,999,109	396,723	141,900	3,460,486
② 254,000	260,000	3,048,000	535,909	484,200	4,068,109	397,203	149,800	3,521,106
259,000	280,000	3,108,000	417,781	493,200	4,018,981	426,252	152,300	3,440,429
264,000	280,000	3,168,000	417,781	471,396	4,057,177	426,732	160,100	3,470,345
269,000	280,000	3,228,000	417,781	431,784	4,077,565	427,212	168,100	3,482,253
274,000	280,000	3,288,000	417,781	392,916	4,098,697	427,692	175,900	3,495,105
279,000	300,000	3,348,000	360,529	353,496	4,062,025	456,741	178,300	3,426,984
284,000	300,000	3,408,000	360,529	314,304	4,082,833	457,221	186,300	3,439,312
289,000	300,000	3,468,000	360,529	275,052	4,103,581	457,701	194,100	3,451,780
294,000	300,000	3,528,000	360,529	235,824	4,124,353	458,181	202,100	3,464,072
299,000	320,000	3,588,000	303,265	196,680	4,087,945	487,230	204,600	3,396,115
304,000	320,000	3,648,000	303,265	157,320	4,108,585	487,710	213,300	3,407,575
309,000	320,000	3,708,000	303,265	118,188	4,129,453	488,190	222,400	3,418,863
314,000	320,000	3,768,000	303,265	78,960	4,150,225	488,670	231,400	3,430,155
319,000	340,000	3,828,000	243,109	39,672	4,110,781	517,719	235,000	3,358,062
324,000	340,000	3,888,000	243,109	0	4,131,109	518,199	244,100	3,368,810
329,000	340,000	3,948,000	243,109	0	4,191,109	518,679	253,000	3,419,430
334,000	340,000	4,008,000	243,109	0	4,251,109	519,159	262,100	3,469,850

左ページ上部のグラフは継続雇用時の給与月額により在職老齢年金や雇用継続給付金・手取額がどのように変化するかを表示しています。
給与月額を大きくしても手取額がそれほど増えないことがわかります。また、左図の例では254,000円をピークとして、それ以後は給与が増えても手取額はむしろ減少しています。

給与月額は5,000円刻みでシミュレーション結果を表示していますが、給与月額の表示設定には以下の点を考慮しています。

■標準報酬月額が同じ給与月額であれば在職老齢年金は同額となる。
給与月額が250,000円～269,999円までは標準報酬月額は260,000円となります。
上記の給与額のなかでは269,999円の場合が在職老齢年金と給与を併せた総支給額が最大となります。本機では1,000円刻みでシミュレーションを行うため269,000円が総支給額が最大となる給与としてカウントされます。
また左ページの例では通勤手当が月15,000円支給されています。通勤手当は手取額に含めずに考えることが妥当であり、［269,000円－15,000円＝254,000円］が前述の範囲では最も総支給額が多くなる給与月額といえます。
つまり、250,000円から通勤手当を差し引いた235,000円～254,000円の範囲では受給できる在職老齢年金は同額となります。
シミュレーションを行う給与月額は、このように標準報酬月額中最大（1,000円単位）となる給与月額を基準として5,000円刻みで計算・表示されます。
結果として前ページ①、②の給与月額は、同じ標準報酬月額の範囲中最大となる給与月額が選ばれることになります。

左ページ①の給与額 ⇒ 在職老齢年金と雇用継続給付金の合計額が最大となる給与月額
左ページ②の給与額 ⇒ 雇用継続給付金が受取れる範囲で手取額が最大となる給与月額

左図の例では

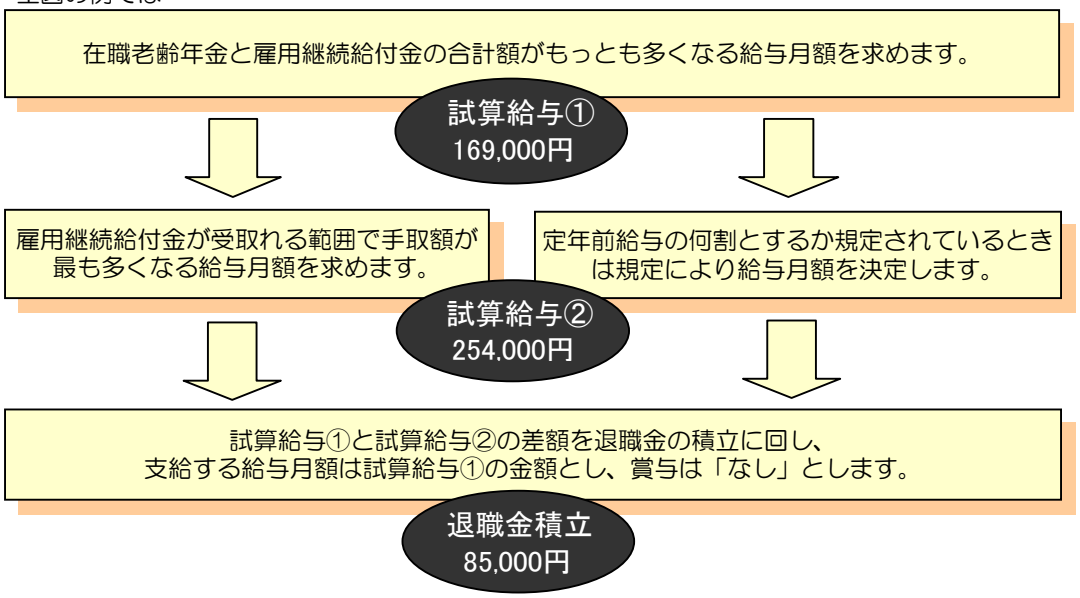

＊ 上記の手順でシミュレーションを行います。試算給与や退職金積立額は変更することが可能です。

■退職金の準備

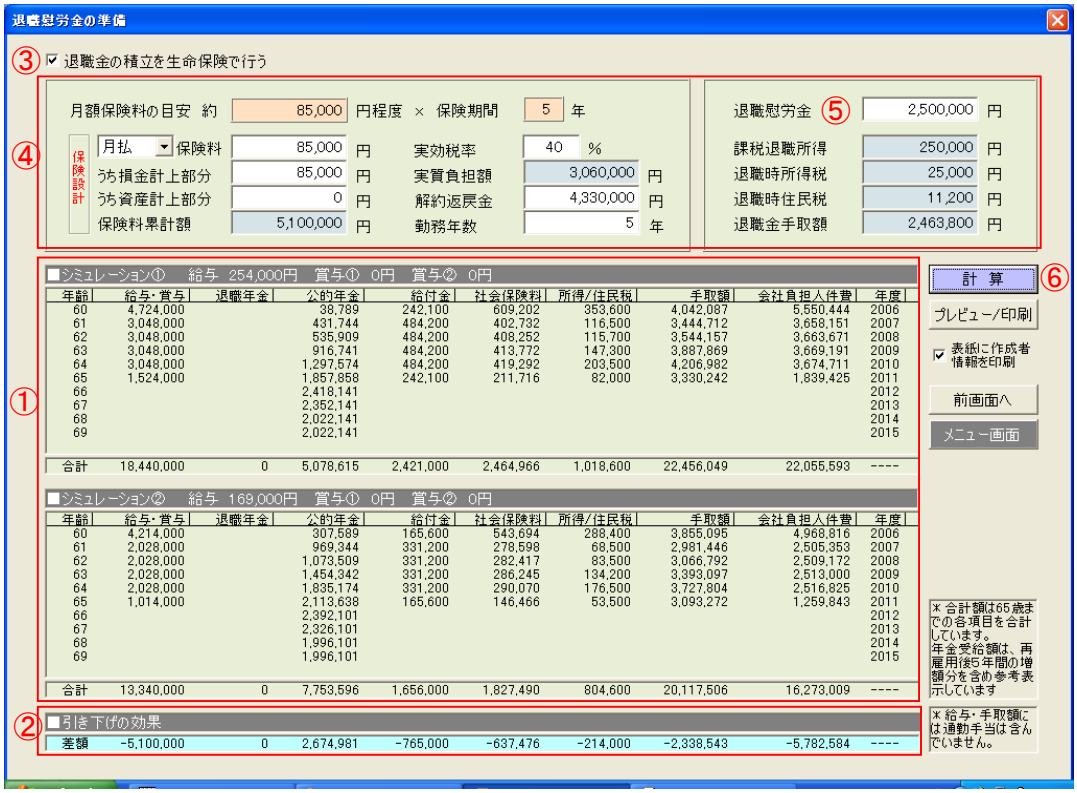

① 二つの給与で65歳までシミュレーションを行い手取額や会社負担人件費を求めます。
② 二つの給与の差額を表示しています
上記例では給与が254,000円の場合と比べ169,000円の時、手取額が2,338,543円少なくなります。また会社負担人件費は5,782,584円も少なくなることがわかります。少なくなる手取額2,338,543円を退職金として支給すれば、254,000円の給与月額で雇用したのと同等の効果を得ることができる上に、さらに会社には3,000,000円以上の余剰資金を生み出すことが可能となります。（法人税への影響は考慮しておりません）

このように退職金を活用すれば、少ない人件費負担で従業員の満足を得られる継続雇用時の給与制度を設計することができます。

《生命保険による退職金積立》
本ソフトウェアは生命保険の販売支援ツールとして開発しています。
生命保険による退職金積立をシミュレーションの場合③をチェックし、④に提案する生命保険の内容を入力してください。
解約返戻金を退職慰労金として支給します。⑤には返戻金の範囲内の金額を入力してください。
必要項目の入力が完了したら⑥のボタンをクリックします。退職慰労金に係る税の計算を行い手取額を計算します。
③がチェックされている場合、生命保険の入力と退職金の手取額計算を行わないと帳票の印刷ができません。
《生命保険以外による退職金積立》
例えば中小企業退職金共済等を利用して退職金の積立を行うことも考えられます。そういった場合は③のチェックをはずすと、生命保険欄の入力なしで帳票を印刷することができます。

■年金受給額の入力・計算

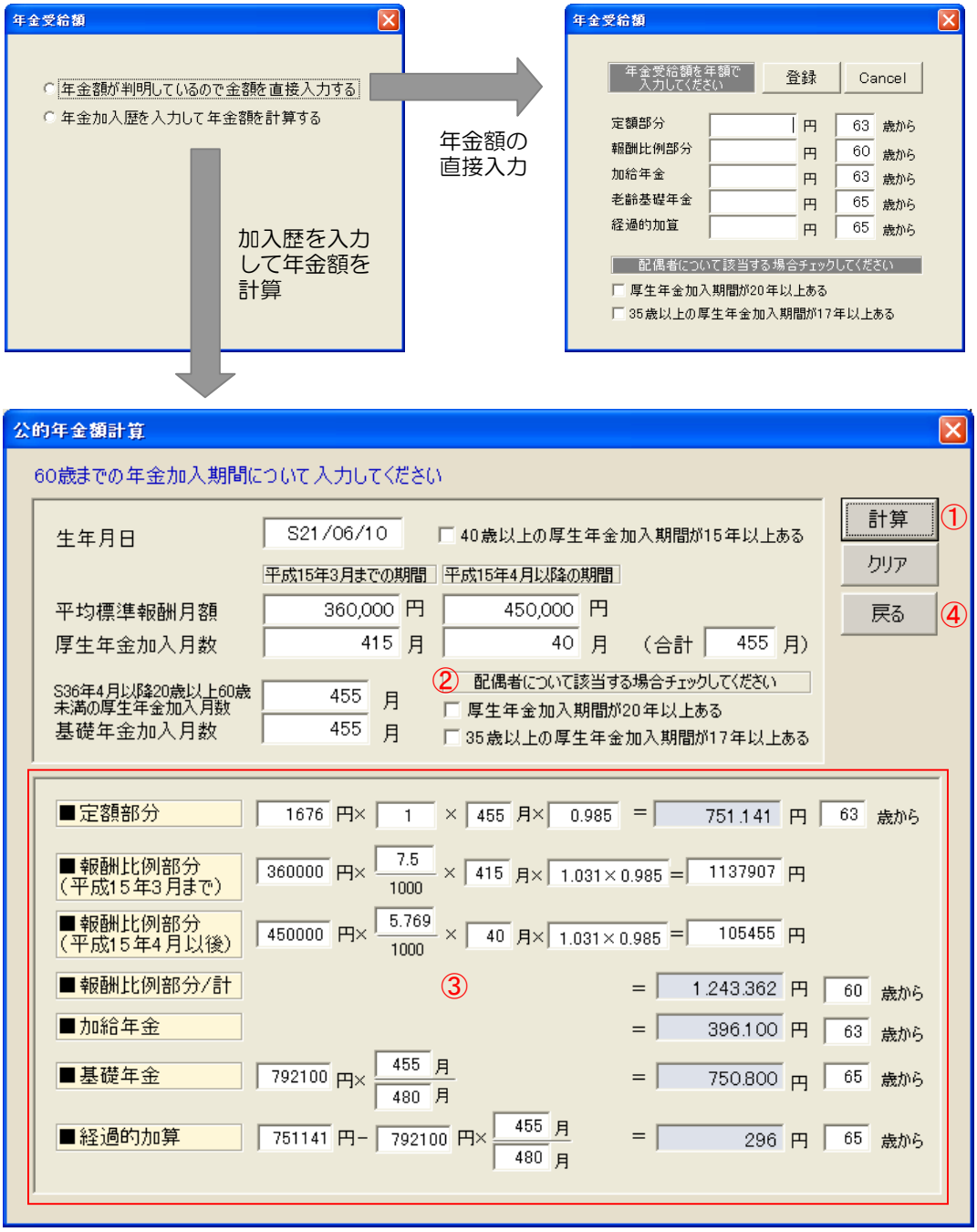

① 標準報酬（月）額と加入月数を入力して①の「計算」ボタンをクリックしてください。
② 配偶者の年金加入歴より加給年金の受給時期を計算します。該当すればチェックしてください。
③ 年金受給額の計算結果が表示されます。④のボタンをクリックし、元の画面に戻ります。
注 年金受給額は平成18年度の年金額をもとに従前額保障の計算式により計算しています。
加給年金は配偶者の分のみとし、子どもの加給年金は考慮しておりません。

■所得税/住民税の計算＜簡易計算＞

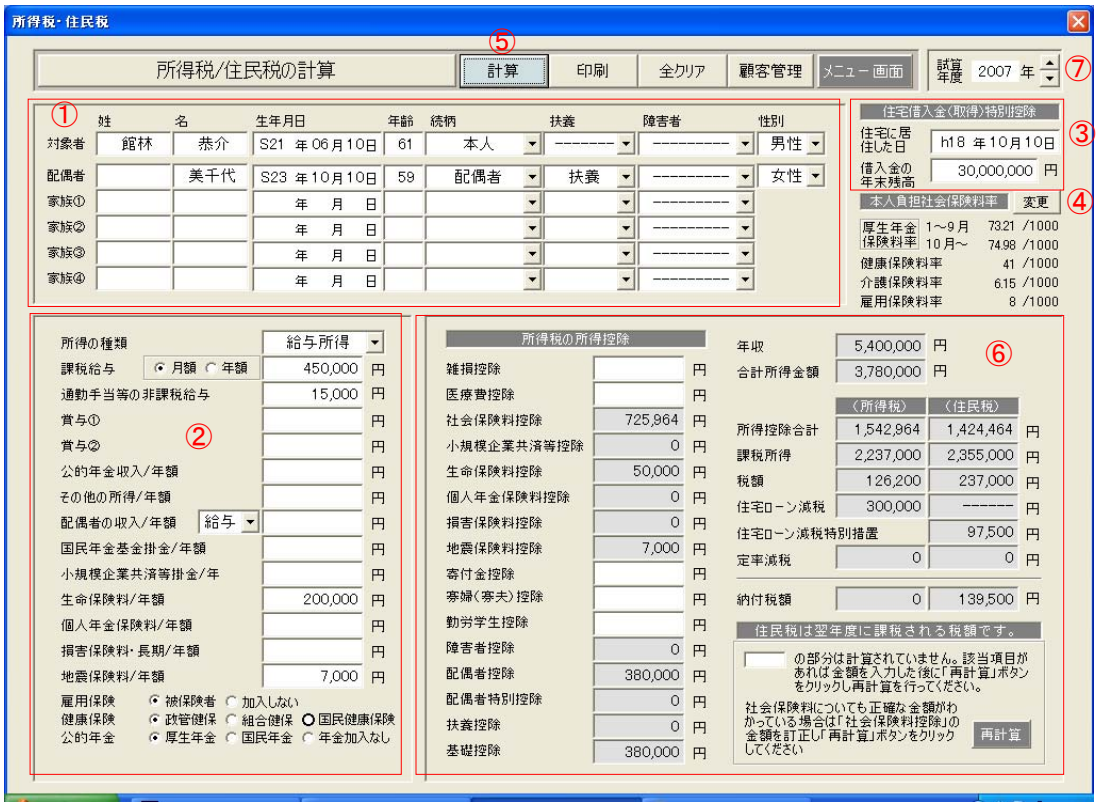

① 顧客情報入力エリア
- ・本画面においては顧客情報の入力・修正・登録はできません。
- ・顧客情報の登録は「顧客管理」ボタンをクリックし、顧客管理画面で行うことができます。
  またすでに登録済みの顧客を「顧客管理画面」で選択し本画面に移動することが可能です。
- ・必須入力項目は「試算対象者の年齢」と「収入」の２点のみで計算可能です。

② 各種控除計算用データ入力エリア
収入や社会保険料の加入状況、支払い保険料等を入力し⑤の計算ボタンをクリックします。

③ 住宅ローン減税額用エリア
住宅ローン減税の対象となる場合、借入残高と
居住開始日を入力します。

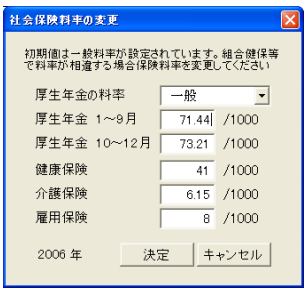

④ 標準的な社会保険料率が表示されています。
健保組合加入等で社会保険料率が相違する場合、変更ボタンを
クリックすると右図の「料率変更フォーム」が表示されます。
料率の変更を行うことができます。

⑥ 計算結果表示エリア
雑損控除・医療費控除・寄付金控除・寡婦控除・勤労学生控除は簡易計算では計算されません。
これらに該当する金額がある場合や、社会保険料の年額が判明し、計算結果と相違する場合は
該当項目を手入力または修正の上「再計算」ボタンをクリックしてください。

⑦ 試算年度を変更すると指定した年度での税額計算が可能です。
家族の年齢は自動的に変更されます。その年度の「扶養・非扶養」の別を修正してください。

注 住民税は翌年度に課税される住民税額が表示されます。そのため、定率減税が2007年度廃止
されるのにともない、2006年度の試算結果には定率減税がないものとして表示されます。

■在職老齢年金と雇用継続給付金の計算

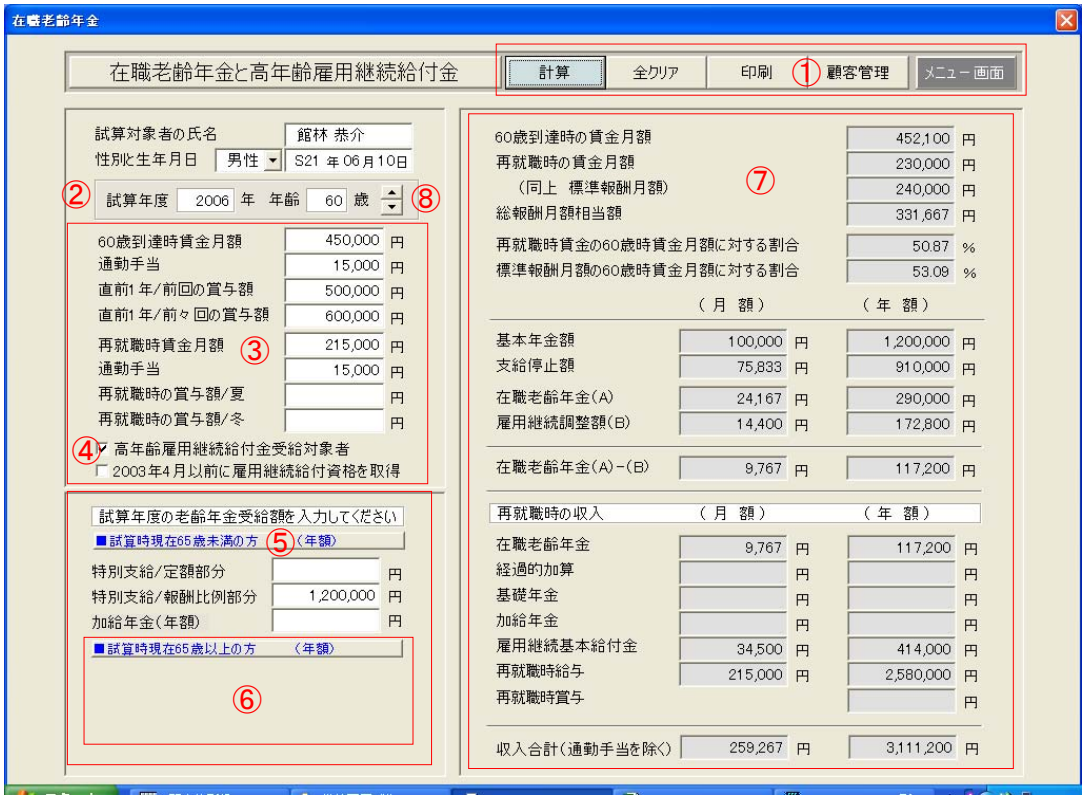

① 操作ボタン。全ての入力が完了したら「計算」ボタンをクリックしてください。
② 試算年度を入力します。現在60歳未満の場合は60歳になる年度が自動的に表示されます。
それ以外の場合本年度として表示されます。
③ 60歳到達時給与と再就職時の給与、直前１年間の賞与額を入力します。
総報酬制の実施により、賞与を含めた総報酬月額相当額により在職老齢年金の計算を行います。
1回の賞与額が1,500,000円を超える場合は1,500,000円を上限として計算します。また、
年間3回までの賞与が対象となりますが、本ソフトでは年2回までの賞与しか計算できません。
また再就職時の収入を計算のため、再就職時に賞与があればその金額を入力します。

④ 60歳以後に再就職の場合、一定の要件を満たせば雇用保険から高年齢雇用継続給付金を受給することができます。高年齢雇用継続給付金の受給資格がある場合チェックします。
直前５年間雇用保険の被保険者であることが必要です。初期設定は「受給資格あり」とします。
⑤ 65歳未満の場合、試算年度に受給できる定額部分と報酬比例部分の年金額等を入力します。
⑥ 65歳以上の場合表示されます、老齢厚生年金・基礎年金・経過的加算の年金額を入力します。
⑦ 在職老齢年金と雇用継続給付金の計算結果が表示されます。
収入合計は再就職時の給与・賞与・年金・給付金の合計額が表示されます。

《注意事項》
年金受給額の入力に当たっては試算年度に受給できる年金額を入力することが必要です。63歳から定額部分を受給できる人の60歳時在職老齢年金の計算にあたっては、定額部分および加給年金の年金額は「0」となるため、報酬比例部分のみが計算の対象となります。
雇用継続給付金の計算に当たっては、毎年度8月に雇用保険が改正となるため8月以降は計算結果が相違する場合があります。弊社ホームページより最新版のダウンロードができます。

■厚生年金保険料/被保険者負担額(一般料率)　　（単位 円）

	報酬月額		標準報酬	2005年 9月～	2006年 9月～	2007年 9月～	2017年 9月～	
	円以上	円未満		7.144%	7.321%	7.498%	9.150%	
1 等級		101,000	98,000	7,001	7,175	7,348	8,967	円
2 等級	101,000～	107,000	104,000	7,430	7,614	7,798	9,516	円
3 等級	107,000～	114,000	110,000	7,858	8,053	8,248	10,065	円
4 等級	114,000～	122,000	118,000	8,430	8,639	8,848	10,797	円
5 等級	122,000～	130,000	126,000	9,001	9,224	9,447	11,529	円
6 等級	130,000～	138,000	134,000	9,573	9,810	10,047	12,261	円
7 等級	138,000～	146,000	142,000	10,144	10,396	10,647	12,993	円
8 等級	146,000～	155,000	150,000	10,716	10,981	11,247	13,725	円
9 等級	155,000～	165,000	160,000	11,430	11,714	11,997	14,640	円
10 等級	165,000～	175,000	170,000	12,145	12,446	12,747	15,555	円
11 等級	175,000～	185,000	180,000	12,859	13,178	13,496	16,470	円
12 等級	185,000～	195,000	190,000	13,574	13,910	14,246	17,385	円
13 等級	195,000～	210,000	200,000	14,288	14,642	14,996	18,300	円
14 等級	210,000～	230,000	220,000	15,717	16,106	16,496	20,130	円
15 等級	230,000～	250,000	240,000	17,146	17,570	17,995	21,960	円
16 等級	250,000～	270,000	260,000	18,574	19,035	19,495	23,790	円
17 等級	270,000～	290,000	280,000	20,003	20,499	20,994	25,620	円
18 等級	290,000～	310,000	300,000	21,432	21,963	22,494	27,450	円
19 等級	310,000～	330,000	320,000	22,861	23,427	23,994	29,280	円
20 等級	330,000～	350,000	340,000	24,290	24,891	25,493	31,110	円
21 等級	350,000～	370,000	360,000	25,718	26,356	26,993	32,940	円
22 等級	370,000～	395,000	380,000	27,147	27,820	28,492	34,770	円
23 等級	395,000～	425,000	410,000	29,290	30,016	30,742	37,515	円
24 等級	425,000～	455,000	440,000	31,434	32,212	32,991	40,260	円
25 等級	455,000～	485,000	470,000	33,577	34,409	35,241	43,005	円
26 等級	485,000～	515,000	500,000	35,720	36,605	37,490	45,750	円
27 等級	515,000～	545,000	530,000	37,863	38,801	39,739	48,495	円
28 等級	545,000～	575,000	560,000	40,006	40,998	41,989	51,240	円
29 等級	575,000～	605,000	590,000	42,150	43,194	44,238	53,985	円
30 等級	605,000～	635,000	620,000	44,293	45,390	46,488	56,730	円

*被保険者負担分に１円未満の端数がある場合、50銭を超える場合は切り上げて1円として表示しています

厚生年金保険料率の今後の推移			国民年金保険料の今後の推移			
2005年9月以降	（平成17年）	14.288%	2005年4月以降	（平成17年）	13,580	円
2006年9月以降	（平成18年）	14.642%	2006年4月以降	（平成18年）	13,860	円
2007年9月以降	（平成19年）	14.996%	2007年4月以降	（平成19年）	14,140	円
2008年9月以降	（平成20年）	15.350%	2008年4月以降	（平成20年）	14,420	円
2009年9月以降	（平成21年）	15.704%	2009年4月以降	（平成21年）	14,700	円
2010年9月以降	（平成22年）	16.058%	2010年4月以降	（平成22年）	14,980	円
2011年9月以降	（平成23年）	16.412%	2011年4月以降	（平成23年）	15,260	円
2012年9月以降	（平成24年）	16.766%	2012年4月以降	（平成24年）	15,540	円
2013年9月以降	（平成25年）	17.120%	2013年4月以降	（平成25年）	15,820	円
2014年9月以降	（平成26年）	17.474%	2014年4月以降	（平成26年）	16,100	円
2015年9月以降	（平成27年）	17.828%	2015年4月以降	（平成27年）	16,380	円
2016年9月以降	（平成28年）	18.182%	2016年4月以降	（平成28年）	16,660	円
2017年9月以降	（平成29年）	18.300%	2017年4月以降	（平成29年）	16,900	円